

西宮市大学交流センター等における共通単位講座に関する協定書

西宮市大学交流協議会(以下「協議会」という。)に加盟している大学・短期大学(以下「加盟大学」という。)は、相互の協力交流を通じて教育課程の充実を図るとともに、学生の幅広い視野の育成と学習意欲の向上を目的として、西宮市大学交流センター(以下「センター」という。)及び加盟大学のキャンパス(以下「キャンパス」という。)において開講する単位互換制度に基づく共通単位講座を実施するため、次のとおり協定する。

第1条 共通単位講座の運営

共通単位講座の運営は、協議会運営委員会のもとに置かれた共通単位講座委員会(以下「委員会」という。)において行い、その事務は協議会が行う。

第2条 単位互換履修生

加盟大学に在学する学生が、共通単位講座を履修し単位の修得を希望するとき、当該授業科目を提供する大学(以下「提供大学」という。)は、当該学生を「単位互換履修生」として取り扱うものとする。

第3条 共通単位講座への授業科目の提供

加盟大学は、自大学の特色を生かした授業科目をセンター及びキャンパスにおいて提供する。

第4条 履修条件

共通単位講座として提供される授業科目の履修条件(単位数、履修可能学生数等)は、提供大学の定めるところによる。

第5条 履修期間

共通単位講座の履修期間は、加盟大学の学年暦に関わらず、当該授業科目がセンターにおいて開講されている期間とする。ただしキャンパスで開講される授業科目については、提供大学の定める期間とする。

第6条 履修者の決定

共通単位講座の履修者の決定は委員会が行い、その結果を単位互換履修生が所属する大学に所定の期日までに通知する。

第7条 成績の評価及び単位

単位互換履修生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、提供大学の定めるところによる。

1. 加盟大学は、自大学の定めるところにより単位を認定する。

第8条 授業料等

単位互換履修生に係る授業料等の取り扱いは、次のとおりとする。

1. 授業料は徴収しない。
2. 検定料、登録料等履修手続きに関する費用は徴収しない。
3. 実験・実習・実技等で特別にかかる費用については、実費を徴収することができる。

第9条 協議

この協定に定めるもののほか、共通単位講座の運営についての必要な事項は、委員会において協議するものとする。

平成13年(2001年)1月31日締結

平成21年(2009年)4月1日改定

平成23年(2011年)11月18日改定

平成24年(2012年)4月1日施行